

# 鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み

緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ

1995年 ～ 2015年

平成 29 年（2017 年）7 月

編集 鎌倉市緑政審議会

発行 鎌倉市

The policy of green conservation and creation by the city of Kamakura  
The result of green master plan and a Greenery Policy Council  
1995~2015

2017.7

Editing  
Publication

Kamakura City Greenery Policy Council  
Kamakura City



われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

○市の木 ヤマザクラ(オオシマザクラを含む＝バラ科)

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

○市の花 リンドウ(リンドウ科)

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

鎌倉市は、平成8年4月に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、これまでに3度の改訂を経て、このたび策定から20年の節目を迎えました。

この間、三大緑地の保全をはじめとした計画実現に向けた様々な取り組みの中で、鎌倉市緑政審議会から専門性の高い意見・答申を得ることで、本市は積極的に緑地保全施策を展開し、大きな成果・実績をあげることができました。

このたび、計画策定20年の節目にあたり、緑政審議会での議論等について、その足跡をまとめられたことについては、本市の緑地保全の取り組みの歴史としても非常に大切なことと考えます。

時代は「緑の量」の確保から「緑の質」を求める方向へと流れが変わる中で、本市の市民憲章にもある「鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任を持ってこれを後世に伝える」ため、今後も緑に関する施策の継続的な取り組みが必要であると考えております。

これまで、緑政審議会委員としてご尽力いただきました学識経験者、市議会議員、市民委員の皆様をはじめ、土地所有者、市民はもとより国や県からも大きな支援をいただくことで、施策の実現を図ってすることができました。

ここに改めて皆様に御礼申し上げるとともに、今後も豊かな環境づくりに努めてまいりますので、引き続き皆様にお力添えをいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

鎌倉市長 松尾 崇

都市の緑地の意義とあり方の方針を示した緑のマスタープランと、道路や民有地の緑化の充実の方法を示した都市緑化推進計画とを合わせ、一つの法定計画として示すことになった緑の基本計画は、都市の緑の将来像を体系的に示すものとして我が国の都市緑地政策史上、画期的なものといえます。

既存の保全緑地の縁辺部への開発圧力が強まっていた鎌倉市が全国に先駆けて策定した緑の基本計画の中で、その必要性を示した「緑の保全及び創造に関する条例」は、市民の熱意と議会の努力によって具体化し、鎌倉市の緑を良好な状態で将来の世代に継承するために重要な役割を果たしてきました。

緑の保全と創造のための施策内容を立案しそれを適切に実行するため、行政や議会から独立した緑政審議会が設置され、多様な意見が出されるなか真摯な議論が繰り返され、有効かつ重要な施策について具申してきました。いわゆる三大緑地の保全方策の検討を重要課題として取り上げることから始まった緑政審議会は、鎌倉ならではの自然豊かな大規模公園のマネジメント、風致地区内の緑化、小規模宅地開発における緑量の維持と回復のためのメニューの提示などへと多彩な課題に取り組んでいます。

この間、緑政審議会には行政、議会の関係者、多くの市民そして緑の保全と創造について造詣の深い専門家が参加し、議論を積み上げてきました。こうした方々の努力に対し感謝の意味をこめ得られた知見の数々を記録し、またこれからの鎌倉市の緑をさらによりよいものとしたいと考えておられるすべての市民の方々へ、緑政審議会の成果を継承していただくことを願い、冊子として取りまとめました。資料の整理やとりまとめ、内容の確認などについては、これまで緑政審議会の事務局として支えてくださった市の関係各位のご協力とご努力があったことを記して感謝申し上げる次第です。ありがとうございました。

鎌倉市緑政審議会会長 興水 肇

## 目次

### ◆はじめに

発行あいさつ 鎌倉市長 松尾 崇  
編集はじめに 緑政審議会会長 輿水 肇

## 第1章 古都鎌倉の都市形成と取り組み The effort and city formation of the ancient city of kamakura

|           |   |
|-----------|---|
| 明治時代～昭和時代 | 2 |
| 昭和時代      | 4 |
| 平成時代以降    | 6 |

## 第2章 緑の基本計画の策定と改訂及び緑政審議会の概略

The formulation and revision process of the Green Master Plan

and the outline of the Greenery Policy Council

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 鎌倉市緑の基本計画の概要         | 12 |
| (1) 緑の基本計画の特徴          |    |
| (2) 緑の基本計画改訂の趣旨        |    |
| (3) 緑の基本計画策定・改訂の経過     |    |
| (4) 緑の基本計画の位置づけ        |    |
| (5) グリーン・マネジメントの基本的考え方 |    |
| 2 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定 | 15 |
| (1) 緑の保全条例策定の経過        |    |
| (2) 新たな条例の構成           |    |
| (3) 旧条例との変更点           |    |
| 3 鎌倉市緑政審議会の概略          | 17 |
| (1) 設置の目的              |    |
| (2) 特色及び審議案件           |    |
| (3) 主な審議項目等            |    |
| (4) 鎌倉市緑政審議会委員         |    |

## 第3章 緑地保全の取り組み The measures of green conservation

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 三大緑地                           | 20 |
| (1) 広町                           |    |
| (2) 台峯                           |    |
| (3) 常盤山                          |    |
| 2 近郊緑地保全区域・同特別保全地区の取り組み          | 30 |
| (1) 首都圏近郊緑地保全法制定と鎌倉市における指定等      |    |
| (2) 緑政審議会における議論、意見のまとめ           |    |
| (3) 都市計画決定の内容                    |    |
| (4) 関連した取り組み                     |    |
| 3 特別緑地保全地区指定の取り組み                | 34 |
| (1) 指定の経過                        |    |
| (2) 平成18年緑の基本計画改訂以降の特別緑地保全地区指定概要 |    |
| (3) 都市計画決定の内容等                   |    |
| (4) 市独自の緑地保全に係る制度等による関連した取り組み    |    |

## 第4章 都市公園等整備の取り組み The measures of the development of urban parks, etc.

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 緑の基本計画における都市公園等の整備目標水準について | 38 |
| 2 緑政審議会における都市公園等の整備に係る事項     | 39 |
| 3 鎌倉市内の大規模公園の紹介              | 40 |
| (1) 鎌倉中央公園                   |    |
| (2) 六国見山森林公園                 |    |
| (3) 夫婦池公園                    |    |
| (4) 山ノ内西瓜ヶ谷緑地                |    |
| (5) 岩瀬下関防災公園                 |    |
| (6) 鎌倉広町緑地                   |    |

## 第5章 都市緑化の取り組み The measures of urban greening

- 1 風致地区内における取り組み……………48
  - (1) 風致地区指定の概要と拡大の経過
  - (2) 風致地区の緑化
- 2 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例による緑化等……………49
  - (1) 概要
  - (2) 緑の基本計画の方針
  - (3) 取り組みと実績
- 3 まち並みのみどりの奨励事業……………49
  - (1) 概要
  - (2) 緑の基本計画の方針
  - (3) 取り組みと実績

## 第6章 市民との連携 Building relationships with the citizens

- 1 緑のレンジャー……………52
  - (1) 緑のレンジャー(シニア)
  - (2) 緑のレンジャー(ジュニア)
  - (3) 緑の基本計画の方針
  - (4) 取り組みと実績
- 2 緑の学校……………53
  - (1) 目的
  - (2) 講座内容(平成27年度)
  - (3) 取り組みと実績
- 3 公園愛護会など……………54
  - (1) 公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会
  - (2) 緑地保全ボランティアグループ
  - (3) 緑化推進団体  
公益財団法人鎌倉風致保存会 / 公益財団法人鎌倉市公園協会

## 第7章 コラム Columns from committee members

- 1 市議会選出委員……………60
- 2 市民委員……………64
- 3 学識経験者委員……………67

## 第8章 外部からの評価 Evaluations from outside groups

- 1 緑の基本計画関連……………76
  - (1) 緑の都市賞 国土交通大臣賞受賞
  - (2) 緑の基本計画優良事例の評価
- 2 公益財団法人 鎌倉風致保存会……………77
- 3 公益財団法人 鎌倉市公園協会……………77
- 4 コラム……………78  
(一社)日本造園建設業協会 常任顧問 高梨 雅明

## 第9章 緑と関係が深い市の施策 The city's policies connected to greenery

- 1 歴史的建造物や景観重要建造物等の活用と保存を目的とした取り組み……………80

## 関連資料……………83

- 緑地指定等の実績図
- 法制度適用の状況
- 鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等
- 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域(指定予定区域)における近郊緑地特別保全地区の指定について 他
- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定に関する資料

## ◆おわりに

緑政審議会会長職務代理 越澤 明



■上空からの鎌倉市

鎌倉時代からの都市構造となる三方山に囲まれた景観が今に引き継がれています。

---

※本紙に掲載している資料及び写真は、出典を示したものの以外、神奈川県及び鎌倉市の行政資料です。

※西暦対象表……………古都保存法公布を基点とした10年ごとの和暦と西暦の対象

|                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ・ 古都保存法公布……………昭和 41 年（1966 年）    | 同法制定 30 周年……………平成 8 年（1996 年）  |
| ・ 同法制定 10 周年……………昭和 51 年（1976 年） | 同法制定 40 周年……………平成 18 年（2006 年） |
| ・ 同法制定 20 周年……………昭和 61 年（1986 年） | 同法制定 50 周年……………平成 28 年（2016 年） |



## 第1章 古都鎌倉の都市形成と取り組み

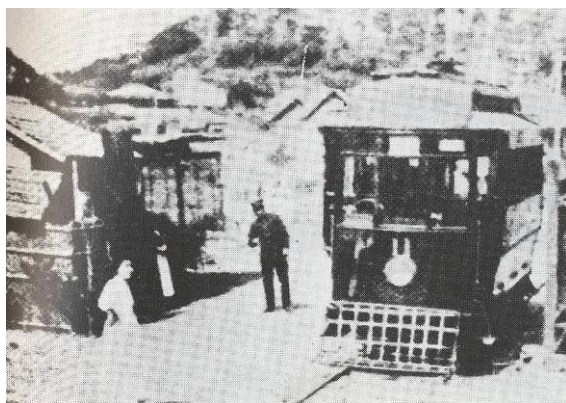
鎌倉市のまちづくりの基礎となった法整備等に触れながら、別荘の地として多くの文人・文士が住んだ頃のまちづくりや「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地ブームのはじまりで都市構造が大きく変化した時代の流れを振り返ります。

## ○明治時代～昭和初期

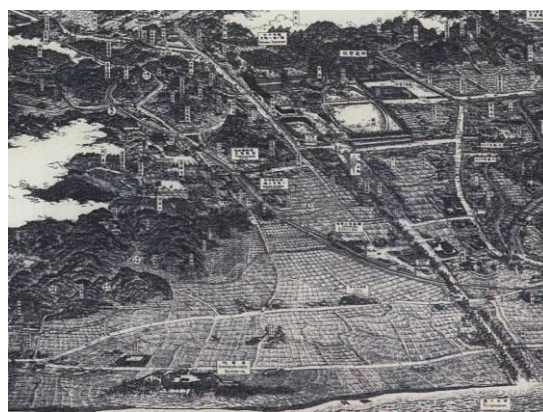
・江戸時代には静かな農漁村であった鎌倉は、明治維新後に、観光対象としての史跡名勝の地としてだけでなく、海水浴場としての鎌倉も大きな存在を示し、鉄道の整備などにより発展します。  
 ・大正時代になると、別荘の地として多くの文人・文士が住み、この頃から現在も残る、いわゆる洋風建築物が建てられるようになりました。

| 鎌倉市の動向           |  | 鎌倉市の緑地保全制度適用の変遷等  |  | 国・県の動向など   |
|------------------|--|---|--|--|
| 明治 17 年～<br>45 年 | 良好な海水浴場として紹介されたことや、横須賀線・江ノ電の開通により、まちが発展した。               | 明治 30 年<br>(1897 年)<br>明治 31 年<br>(1898 年)<br>大正 8 年<br>(1919 年)  | ・市内で初めての保安林指定  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(旧)森林法公布</li> <li>・(旧)都市計画法公布</li> <li>・市街地建築物法公布</li> </ul> |
| 大正期～昭和初期         | 別荘の地・観光の地として多くの文人が住み、観光客が訪れるようになった。この時期、鎌倉山が別荘地として開発された。 |  <p>■(左)旧安保小児科<br/>(右)旧和辻邸</p> |  |  |
| 昭和 23 年          | 合併に伴い、現在の鎌倉市が成立した。                                       | 昭和 13 年<br>(1938 年)<br><br>昭和 26 年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉風致地区(約 2,263.40ha)の指定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法公布</li> </ul>   |

## 江ノ電開通・明治の鎌倉の様子



■開通当時の江ノ電(七里ガ浜あたり)  
 江ノ電は明治 35 年に工事をはじめ、明治 43 年に鎌倉～藤沢の全線が開通しました。  
 出典：「かまくら」(鎌倉市教育委員会)



■明治期の鎌倉の様子(明治 29 年)  
 (鎌倉中央図書館所蔵)

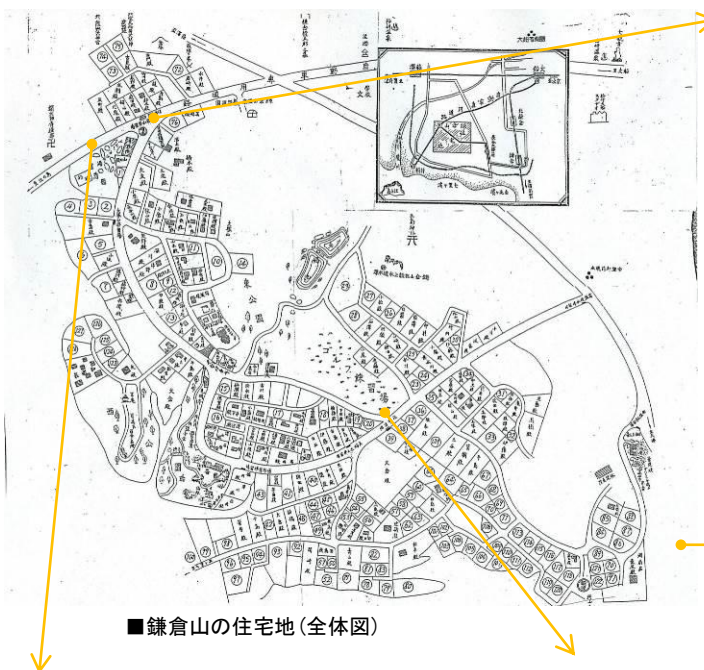


## 海水浴場の様子



■良好な海水浴場として紹介され、保養の適地として栄えた海水浴場。

## 鎌倉山住宅地の様子



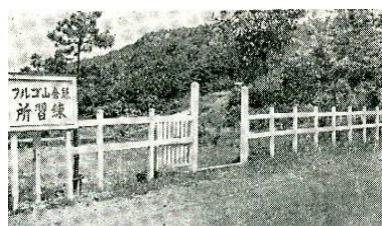
■鎌倉山の住宅地(全体図)



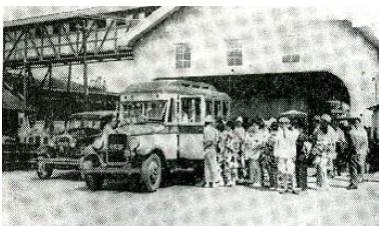
■鎌倉山の住宅地(平成27年1月)  
鎌倉山ロータリーに設置される鎌倉山石碑



■鎌倉山の住宅地(販売広告チラシ)



■鎌倉山の住宅地(ゴルフ練習場)



■鎌倉山の住宅地(自動車専用道路周辺等)



■鎌倉山の住宅地



## ○昭和時代

- ・昭和 35 年頃から「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地ブームが始まり、七里ガ浜、今泉などの大規模な宅地造成により樹林地が減少し、都市構造が大きく変化しました。
- ・鶴岡八幡宮裏山に宅地化の波が押し寄せ、鎌倉の文化人や多くの市民等による古都を守ろうとする大きな力は、古都保存法<sup>※1</sup>制定の契機になりました。

| 鎌倉市の動向   |   | 鎌倉市の緑地保全制度適用の変遷等   | 国・県の動向など   |
|--|---|--|--|
| 昭和 30 年代   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海道線沿いに工場を誘致したことや、丘陵地の宅地開発が活発化したことで、内陸部を含め市街地が急速に拡大した。</li> <li>・この開発の波が鶴岡八幡宮の裏山にあたる御谷にまで広がったことで、市民の開発反対運動が広がった。</li> </ul> | 昭和 31 年 (1956 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法公布</li> <li>・首都圏整備法公布</li> <li>・宅地造成等規制法公布</li> <li>・宅地造成事業法公布</li> </ul> |
| 昭和 40 年代   |   | 昭和 36 年 (1957 年)   |  |
|  <p>■丘陵地の開発</p>  |   | 昭和 40 年 (1965 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・古都保存法公布</li> <li>・首都圏近郊緑地保全法公布</li> </ul>                                      |
|  |   | 昭和 41 年 (1966 年)   |  |
|  <p>■湘南モノレール</p>  |   | 昭和 42 年 (1967 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿圏の保全区域の整備に関する法律公布</li> <li>・都市計画法公布</li> </ul>                               |
|  |   | 昭和 43 年 (1968 年)   |  |
|  |   | 昭和 44 年 (1969 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法施行・線引き、用途地域指定</li> <li>・都市緑地保全法公布</li> </ul>                              |
|  |   | 昭和 45 年 (1970 年)   |  |
|  |   | 昭和 48 年 (1973 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地法公布</li> </ul>   |
|  |   | 昭和 49 年 (1974 年)   |  |
| 昭和 50 年代   |   | 昭和 50 年 (1975 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土保存区域指定拡大(約 943ha)</li> <li>・農用地区域指定(約 47.9ha)</li> </ul>                  |
|  |   | 昭和 51 年  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・湘南モノレールの開発などを受けて丘陵地の宅地開発が広がり、市域全体に市街地のスプロール化が進行して緑地が大幅に減少した。</li> <li>・この時期に、台峯・広町に対する開発の動きも始まった。</li> <li>・市街化区域内の大規模緑地である台峯・広町の開発の動きが本格化し、開発反対運動が広がる。</li> </ul> |   |  <p>■自然環境保全地域として指定された緑地<br/>平成 18 年の国による近郊緑地保全区域指定に伴い、重複を避けるため、現在は指定が解除されています。</p> |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 次鎌倉市総合計画を策定した。</li> </ul>  |   |  |  |

<sup>※1</sup> 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法



- ・古都保存法が適用されない緑地での大規模開発計画が、鎌倉の都市構造の上で新たな課題となりました。
- ・昭和30年代に造成された宅地にも、多くの緑が見られるようになりました。

| 鎌倉市の動向  | 鎌倉市の緑に関する動向   | 国・県の動向など   |
|---|---|--|
|  <p>■ 笛田公園</p> | 昭和52年 (1977年)<br>昭和54年 (1979年)<br>昭和59年 (1984年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風致地区都市計画変更 (2,156ha)</li> <li>・ 笛田公園都市計画決定 (約5.9ha)</li> </ul>  |
| 昭和60年代  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和60年代は、バブル経済により投機的な開発圧が高まりを見せた。</li> <li>・ 昭和61年に、第2次鎌倉市総合計画を策定。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的風土保存区域指定拡大 (約956ha)</li> <li>・ 歴史的風土特別保存地区指定拡大 (約570.6ha)</li> <li>・ 風致地区都市計画変更 (2,185ha)</li> </ul> |

御谷騒動の様子



■ 宅地造成により伐採された御谷 (昭和39年 (1964年))



■ 現在の御谷 (平成28年 (2017年)) 緑の景観が回復



■ 県知事の現地視察の様子






■ 鎌倉風致保存会



■ 神奈川新聞 (昭和40年12月25日)

## ○平成時代以降

- ・平成6年の都市緑地保全法改正により、市町村が「緑の基本計画」を定めることができるようになったことから、平成8年に鎌倉市は全国に先駆けてこれを策定しました。
- ・「緑の基本計画」の実現に向けた施策の推進により、三大緑地や都市環境を支える緑地の保全などに大きな成果を得ています。

| 鎌倉市の動向   |   | 鎌倉市の緑に関する動向  | 国・県の動向など  |
|--|---|--|---|
|  <p>■台峯・常盤山一帯の緑</p>  | 平成元年<br>(1989年)<br><br>平成2年<br>(1990年)<br>平成6年<br>(1994年)                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会において、三大緑地に対する基本方針が表明された。</li> <li>・緑地保全条例制定に向け、市民運動が展開され、22万人署名による議会陳情がなされた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回線引き見直し</li> <li>・都市緑地保全法改正(緑の基本計画制度の創設)</li> </ul> |
|  | 平成8年<br>(1996年)   |  |   |
|  <p>■常盤山特別緑地保全地区<br/>平成17年に特別緑地保全地区に指定されました。<br/>(平成23年に一部指定拡大)</p> |  <p>鎌倉市</p> |  |   |
|  |   | ■平成8年策定の緑の基本計画<br>全国に先駆けて法定の「緑の基本計画」を策定しました。   |   |

| 鎌倉市の動向   |  | 鎌倉市の緑に関する動向         |  | 国・県の動向など   |
|--|--|---------------------|--|--|
| 平成 9 年<br>(1997 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例制定</li> </ul>                             | 平成 9 年<br>(1997 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦池公園都市計画決定(約 7.7ha)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 回線引き見直し</li> <li>・水と緑のネットワーク公園整備事業の創設</li> </ul>   |
| 平成 10 年<br>(1998 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の附属機関として、鎌倉市緑政審議会を設置</li> <li>・鎌倉市都市マスタープラン策定</li> </ul> | 平成 12 年<br>(2000 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土保存区域指定拡大(約 989ha)</li> <li>・緑政上の重要課題であった広町・常盤山・台峯の三大緑地の保全に関する基本方針を定め、市議会に報告</li> </ul>                                    |  |
| <div style="text-align: center;">  <p><b>鎌倉市緑の基本計画</b><br/>緑の施策の展開と実績</p> <p>■平成 13 年の一部改訂<br/>当初計画策定以降の施策展開により、変更があった部分を見直す一部改訂を行いました。</p> <p>平成13年 6月<br/>鎌 倉 市</p> </div> |  | 平成 13 年<br>(2001 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「鎌倉市緑の基本計画ー緑の施策の展開と実績ー」策定(一部改訂)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地保全法の一部改正(管理協定制度・緑化施設整備計画認定制度の創設)</li> </ul>  |
| <div style="text-align: center;">  <p>■昌清院特別緑地保全地区<br/>伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えます。<br/>※寺院境内の背景の緑地が特別緑地保全地区の指定地です</p> </div>                                   |  | 平成 14 年<br>(2002 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区都市計画決定(城廻地区・3.7ha、岡本地区・3.2ha、昌清院地区・0.8ha)</li> <li>・鎌倉風致地区都市計画変更(2,194ha)</li> <li>・六国見山森林公園都市計画決定(約 6.9ha)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全統合補助事業の創設</li> </ul>   |
|  |  | 平成 15 年<br>(2003 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土特別保存地区指定拡大(約 573.6ha)</li> <li>・特別緑地保全地区都市計画決定(玉縄城址地区・約 2.4ha)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本重点計画法公布</li> <li>・社会資本整備重点計画閣議決定</li> </ul>  |
|  |  | 平成 16 年<br>(2004 年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法の一部改正<sup>※1</sup>(名称変更、緑の基本計画制度充実、緑地保全地域・緑化地域制度創設)</li> <li>・景観法制定</li> <li>・都市公園法大改正</li> </ul> |

※1 「都市緑地保全法の一部を改正する法律」は、「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とともに、「景観緑三法」と称され、これらの法律は、平成 16 年 12 月 17 日に一部施行、平成 17 年 6 月に全部施行されました。



| 鎌倉市の動向   |  | 鎌倉市の緑に関する動向   | 国・県の動向など   |  |
|--|--|---|--|--|
| 平成 17 年<br>(2005 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画策定。</li> <li>・第 2 期鎌倉市環境基本計画策定。</li> <li>・鎌倉市都市マスタープラン増補版策定。</li> </ul> | 平成 17 年<br>(2005 年) <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区都市計画決定(常盤山地区・約 18ha)</li> <li>・鎌倉広町緑地都市計画決定(約 48.1ha)</li> </ul>                      |  |  |
|  <p>鎌倉市緑の基本計画</p> <p>平成 18 年 7 月<br/>鎌 倉 市</p>                      |  | 平成 18 年<br>(2006 年) <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画改訂</li> <li>・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域拡大指定(約 294ha)</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定</li> </ul>  |  |
| <p>■平成 18 年に改訂した緑の基本計画計画実現に向けた施策展開に重点を置いて改訂を行いました。</p>   |  |  <p>■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域・特別保全地区<br/>首都圏の良好な自然の環境を有する緑地が保全されています。(十二所七曲)</p> |  |  |
| 平成 19 年<br>(2007 年)  | 鎌倉市景観計画策定。   | 平成 19 年<br>(2007 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区都市計画決定(寺分一丁目地区・約 2.3ha)</li> <li>・鎌倉中央公園都市計画変更(約 51.2ha)</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次生物多様性国家戦略閣議決定</li> <li>・エコツーリズム推進法の制定</li> </ul>    |
| 平成 20 年<br>(2008 年)  | 鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画策定。  | 平成 20 年<br>(2008 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「鎌倉市のみどり」を公表。</li> <li>・特別緑地保全地区都市計画決定(天神山地区・5.0ha)</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性基本法制定</li> <li>・歴史まちづくり法制定<sup>※1</sup></li> </ul>  |
|  <p>鎌倉市のみどり<br/>(緑の基本計画実現に向けた取り組み)<br/>平成 20 年度版</p> <p>鎌 倉 市</p> |  | 平成 21 年<br>(2009 年)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区都市計画決定(手広・笛田地区・約 6.0ha)</li> <li>・山ノ内西瓜ヶ谷緑地都市計画決定(約 1.4ha)</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備重点計画閣議決定</li> </ul>                                |
| <p>■鎌倉市のみどり<br/>緑の基本計画の進行管理の役割を担う実践書として、定期的に公表しています。(写真は平成 20 年度版)</p>   |  | 平成 22 年<br>(2010 年)   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略 2010 閣議決定</li> <li>・地球温暖化対策基本法の閣議決定</li> </ul> |
| 平成 23 年<br>(2011 年)  | 第 2 期鎌倉市環境基本計画・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画改訂。   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市緑の基本計画改訂(グリーン・マネジメントの実践)</li> <li>・鎌倉近郊緑地特別保全地区都市計画決定(約 131ha 県決定)</li> </ul> |  |

※1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称：歴史まちづくり法)



| 鎌倉市の動向              |   | 鎌倉市の緑に関する動向         |   | 国・県の動向など  |
|---------------------|---|---------------------|---|---|
| 平成 23 年<br>(2011 年) |   | 平成 23 年<br>(2011 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩瀬下関防災公園都市計画決定(約 0.9ha)</li> <li>・常盤山特別緑地保全地区指定拡大(約 1ha の拡大・計約 19ha)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災</li> </ul>                                 |
| 平成 24 年<br>(2012 年) |   | 平成 24 年<br>(2012 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区都市計画決定(梶原五丁目地区・約 4.6ha、等覚寺地区・約 1.8ha)</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法改正(第 2 次一括法の施行に伴う改正)<sup>※1</sup></li> </ul> |
| 平成 25 年<br>(2013 年) |   |                     |   |   |
| 平成 26 年<br>(2014 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画策定。</li> </ul>                                       | 平成 26 年<br>(2014 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)鎌倉風致保存会創立 50 周年</li> </ul>  |   |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市都市マスタープラン改定</li> <li>・鎌倉市歴史的風致維持向上計画策定(認定は平成 28 年 1 月 25 日)</li> </ul> | 平成 27 年<br>(2015 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉広町緑地開園</li> </ul>   |   |

・緑の側面から見た鎌倉市の変遷は、緑の確保に向けた取り組みの歴史でもあり、着実に緑地保全に係る法制度の適用等を進めたことが、現在の緑豊かな都市の姿に結びついています。



■平成 23 年 9 月改訂の鎌倉市緑の基本計画(表紙)

<sup>※1</sup> 国による地域主権改革により、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区等にかかる許認可、土地の買入れの事務が県から市に移譲されました。



■平成8年の鎌倉市緑の基本計画の当初策定から、鈴木 登美子様（鎌倉市在住）に表紙等の挿絵のご協力をいただきました。（写真は平成8年～23年の鎌倉市緑の基本計画裏表紙 左から平成8年、13年、18年、23年）

## 第2章 緑の基本計画の策定と 改訂及び緑政審議会の 概略

平成6年に都市緑地保全法(現在の都市緑地法)が改正され、市町村が主体的に20年後を目標とした緑に関する基本的な計画を策定することができるようになりました。

これを受け、鎌倉市では、平成8年4月に「鎌倉市緑の基本計画」を全国に先駆けて策定し、緑の保全、創造に係る様々な取り組みを展開してきました。

平成8年策定の緑の基本計画では、施策の基本的考え方として「新たな条例等の制定」の方針等を示しており、市民からの「緑地保全条例の制定を求める陳情」を契機とし、「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」が制定されました。

この中で設置が定められた鎌倉市緑政審議会は、市長の附属機関として位置付けられ、審議会の中で、緑の保全、創造に係る様々な議論が重ねられてきました。

本章では、緑の基本計画の策定と改訂及び緑政審議会の概略などに触れ、経過について振り返ります。

# 1 鎌倉市緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」は、市町村が中長期的な観点に立って策定する「都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画」です。

鎌倉市では、平成6年の都市緑地保全法の改正に基づく「緑の基本計画制度の創設」にあわせて、全国に先駆けて平成8年4月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。鎌倉市では、緑の基本計画に基づき、緑の保全・整備・創造・啓発に係る多くの施策展開を進め、「三大緑地」の保全をはじめ、大きな成果をあげています。



■平成8年当初策定緑の基本計画

## (1) 緑の基本計画の特徴

- ・法律(都市緑地法)に基づいて策定する計画制度です。
- ・住民に最も身近な地方公共団体である、市町村が策定する計画です。
- ・市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ・法律に基づく措置から、公民の連携・協働による事業、市民・企業の緑化活動までの幅広い内容が含まれます。
- ・市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、法律で計画内容の公表が義務付けられています。
- ・計画内容は、上位計画である市町村の基本構想に即すことや、まちづくりに係る関連分野の計画との適合又は調和が求められます。
- ・緑の基本計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません。

## (2) 緑の基本計画改訂の趣旨

平成13年6月一部改訂

平成18年7月改訂

平成23年9月改訂

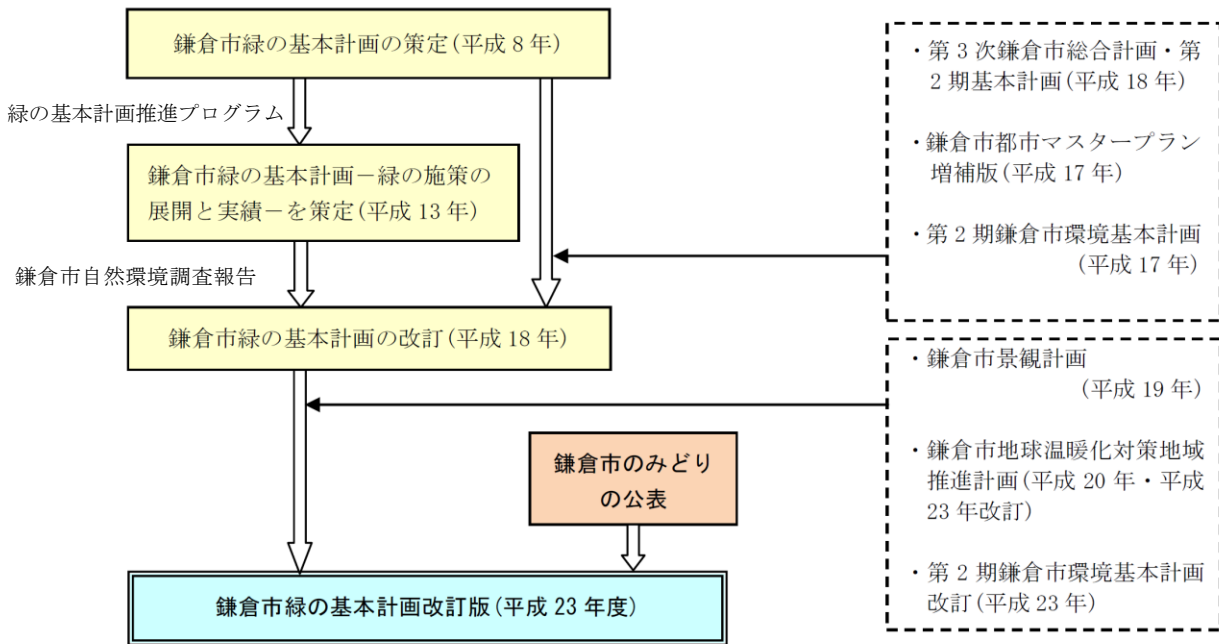


平成13年6月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改訂版として、「鎌倉市緑の基本計画－緑の施策の展開と実績－」を策定し、計画策定後の施策展開とそれに伴う計画内容の変更、及び次の5年に向けての課題を整理しました。

平成18年7月に、平成8年の計画策定後の10年間の施策展開の状況や景観緑三法の制定などの状況を勘案し、当初計画の基本的方針を継承する中で計画を見直し、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた改訂を行いました。

平成22年定期的な計画見直し時期を迎え、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画の充実を求める市民の期待に応えるため、当初計画で掲げた緑の基本計画の基本的方針を継承する中で、計画の見直しを行いました。

### (3) 緑の基本計画策定・改訂の経過



#### 【鎌倉市緑の基本計画推進プログラム（平成9年3月）】

緑の基本計画（平成8年）の実現に向けた諸施策の積極的な展開を図っていくことが求められる一方で、一般に従来の類似基本計画においては、計画内容を具体的に実施していくための実施計画を伴わなかったことから、「いつ、どこに、どれだけの緑を保全・創造していくのか」の具体像が明確でなく、結果として、基本計画の内容が個々の緑化施策・事業に十分反映されない面がみられた。

本プログラムは、こうした反省点に立って、緑の基本計画に示された内容の実現に向けて、現時点での対応が可能な施策を計画的に実施できるよう、計画対象地のより具体的な情報を取りまとめるとともに、対応する施策の実施時期等を明らかにし、それぞれの施策展開の資料として活用することを目的として策定されました。（緑の基本計画推進プログラムの目的より）



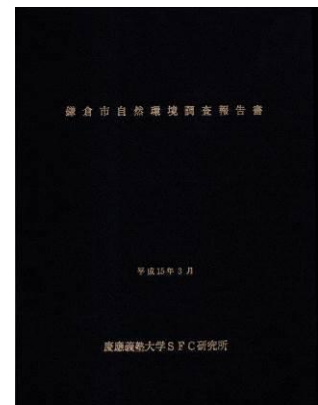
■平成9年3月策定の鎌倉市緑の基本計画推進プログラム

#### 【鎌倉市自然環境調査報告書（平成15年3月）】

鎌倉市自然環境調査は、鎌倉市緑の基本計画を推進するため、保全しようとする緑地の自然環境調査を行い、緑地保全方策等の検討や自然環境面に影響のおそれのある事業が構想された際に、より環境に配慮されたものとなるよう調整を行なうため、必要となる基礎資料とすること等を目的に作成されました。



■22地区 調査対象地



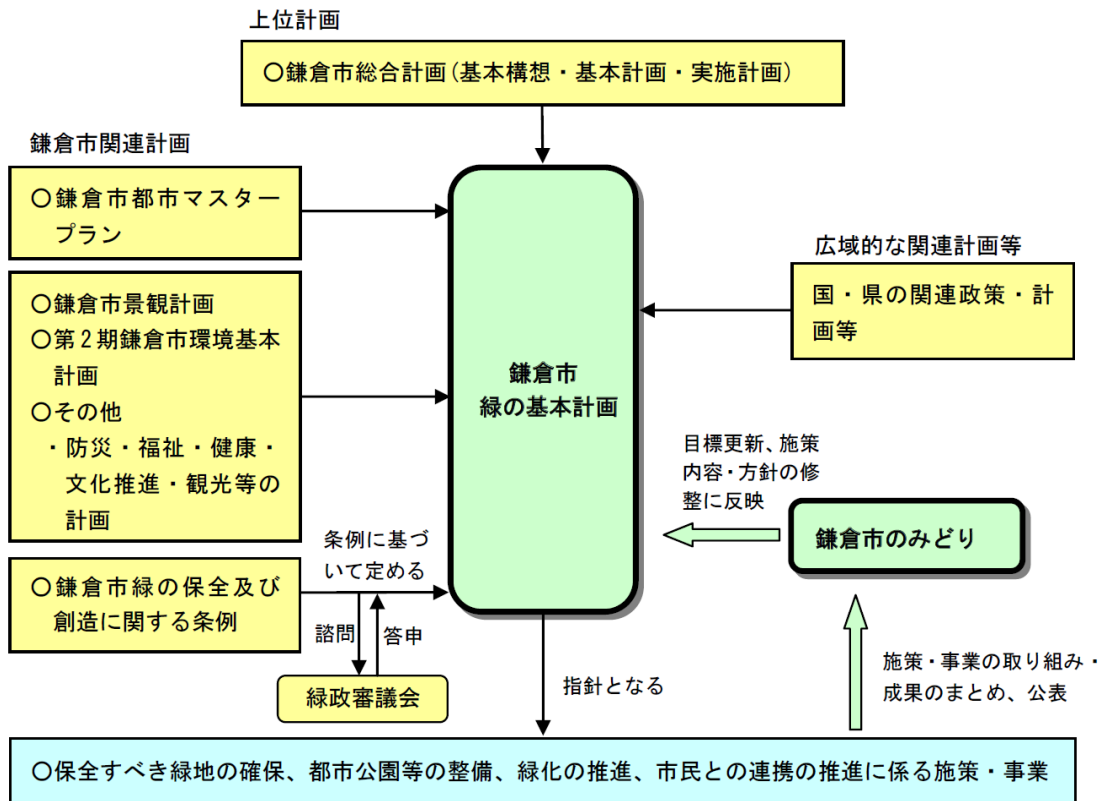
■鎌倉市自然環境調査報告書（表紙）

本調査の対象緑地は、緑地保全推進地区及び指定検討対象地の22地区、約221haとされました。



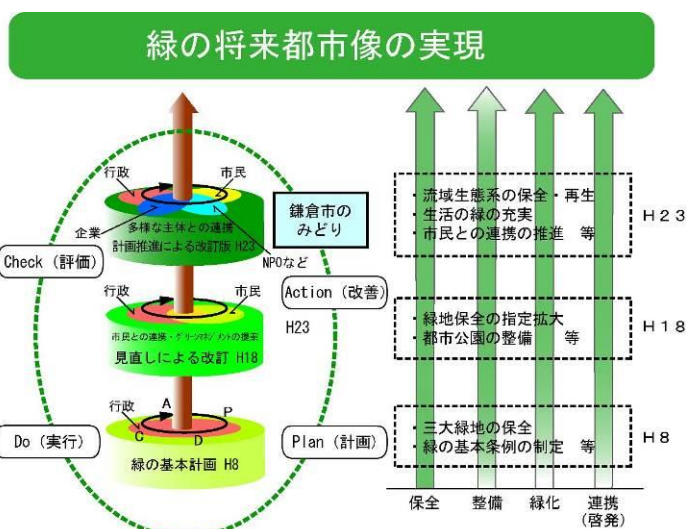
#### (4) 緑の基本計画の位置づけ

- ・緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策・事業との関係は次のように示されます。
- ・鎌倉市は、緑の基本計画に基づく施策・事業の取り組み・成果のまとめとして、鎌倉市緑政審議会に報告した上で毎年公表している「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」を緑の基本計画の進行管理書と位置づけ、計画推進に活用していきます。



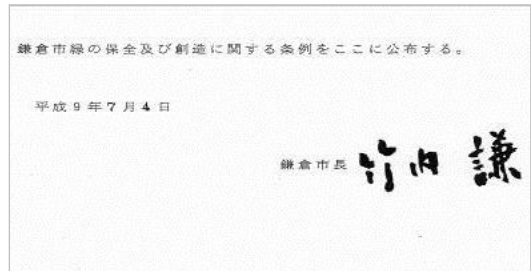
#### (5) グリーン・マネジメントの基本的考え方

- ・鎌倉市は、緑の基本計画に基づく取り組みを推進し、主要な都市公園の整備、地域制緑地の指定を着実に進めてきました。
- ・グリーン・マネジメントは、平成8年の緑の基本計画策定以来、鎌倉市が計画に基づく取り組みを実践し、計画の進行管理を行ってきた実績を踏まえ、さらに緑の環境を改善していくための施策展開の柱としている考え方です。
- ・緑の将来都市像の実現に向けて、より良い緑の環境を実現していくために、Plan-Do-Check-Action というマネジメントの仕組みにより、緑の基本計画に基づく取り組みを推進し、市民をはじめ、関係する自治体などの多様な主体が効果的に連携し、樹林地・都市公園・市街地の緑などを多面的な機能を有する質の高い緑の資源として保全・整備・創造し、管理・運営していく考え方で、個別の施策に基づく取り組み等はその熟度に応じて実践しています。



## 2 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定

平成 8 年策定の「緑の基本計画」における施策の基本的考え方で示した「新たな条例等の制定」の方針を受けて、市はそれまでの「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例(昭和 47 年制定)」を廃止し、平成 9 年 7 月 4 日に新たな緑の基本条例となる「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(以下「緑の保全条例」という。)を公布しました。



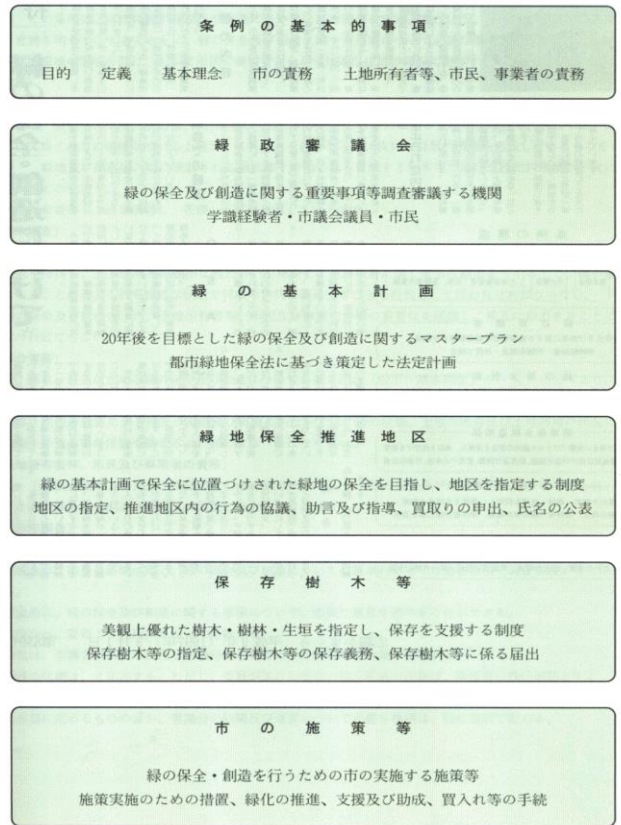
### (1) 緑の保全条例策定の経過

この条例の制定は、市民からの緑地保全条例の制定を求める陳情が契機となっており、次のような経過を経て公布・施行されました。

| 年 月 日           | 内 容   |
|-----------------|---|
| 平成 7 年 2 月 28 日 | 鎌倉市民が 20 万人以上の大掛かりな署名を集め、「鎌倉緑地保全条例」の制定を求める陳情書を提出。(平成 7 年 1 月 1 日現在の市の人口は、171,508 人) |
| 3 月 24 日        | 鎌倉市議会が、この陳情を全会一致で採択。  |
| 平成 8 年 4 月 1 日  | 鎌倉市緑の基本計画の策定。   |
| 平成 9 年 6 月 24 日 | 市議会本会議で原案が修正の上、可決成立。  |
| 7 月 4 日         | 条例の公布。  |
| 10 月 1 日        | 条例の施行。  |

### (2) 新たな条例の構成

昭和 47 年制定の「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」以来 25 年ぶりの制定となる緑の基本条例では、緑の基本計画に基づく緑豊かな都市環境を形成するための新しい視点に立った内容を盛り込んでいます。また、市独自の制度として、緑地保全推進地区制度を設け、法制度適用までのつなぎ策として活用する方向性を示しています。





### (3)旧条例との変更点

| 項目       | 旧条例（昭和47年制定）   | 緑の保全条例（平成9年制定）   |
|----------|--|--|
| 目的       | 「緑化の推進及び樹木等の保全に関し、必要な事項を定める」ことを趣旨で述べている。（第1条）                    | 目的として「緑の保全及び創造についての基本理念を定める」、「市・土地所有者等・市民及び事業者の責務を明確にする」、「緑豊かな都市環境の形成を図り、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与すること」をうたっている。（第1条）   |
| 基本理念     | 「美観風致の維持とみどり豊かな町づくり」を掲げている。（第2条）                                 | 「本市の歴史的・文化的環境を確保し、潤いと安らぎのある都市環境を形成し、健全な生態系を保持し、人と自然との豊かな触れ合いを確保し、及び災害に強く安全な都市をつくる上で、緑が極めて重要であることから、これを良好な状態で将来の世代に継承することを目的とし  |
|          |  | て行われなければならない。」ことを掲げている。（第3条）   |
| 責務       | 緑化の推進に対する市民及び事業者の協力をうたっている。（第10・11条）                             | 緑の保全及び創造に係る市、土地所有者等、市民及び事業者の責務をうたっている。（第4・5条）  |
| 審議会      | 市長の諮問に応じ調査審議する「鎌倉市緑化審議会」の設置を定めている。（第3～8条）                        | 市長の諮問に応じ、緑の保全及び創造についての基本的事項又は重要事項を調査審議するとともに、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に意見を述べるができる役割をもつ機関としての「鎌倉市緑政審議会」の設置を定めている。（第6条）  |
| 緑の基本計画   | —  | 根拠法令である都市緑地保全法では「緑の基本計画を定めることができる」となっているが、緑の保全条例では「緑の基本計画を定めなければならない」として、計画策定の義務付けを明確に定めている。（第7条）  |
| 緑地保全推進地区 | —  | 緑の基本計画に基づく市独自の緑地保全制度として、新たに「緑地保全推進地区」を設けている。<br>この制度は、法律に基づく緑地保全制度を適用するまでの間のつなぎ策としての性格をもつもので、自然的・歴史的環境の保全や防災等の面で保全を必要とする緑地に対し、その機能を明示した上で幅広く指定できることとなっている。したがって、緑の基本計画で保全を進めることとなっている緑地に対して適用できるよう配慮されている。（第9～13条） |
| 緑化の推進    | 緑化推進施策の実施、市長の指導・助言、緑化推進の助成等の内容を定めている。（第9～12条）                    | 緑化の推進について、「市の定めた緑化基準に基づく公共施設及び私有地の緑化」をうたっている。（第19条）  |
| 勧告・公表    | 保存樹木等の保存について「市長は必要と認めるときは、所有者等に対し必要な勧告をすることができる」ことを定めている。（条例21条） | 市長は、「緑地保全推進地区内の行為の協議をしない者及び指導に従わない者」、「保存樹木等に係る届出の際虚偽の届出をした者」があるときは、その者を公表することができることを定めている。<br>また、この場合、市長は緑政審議会の意見を聴かなければならないことを定めている。（条例23条）   |



### 3 鎌倉市緑政審議会の概略

#### (1) 設置の目的

鎌倉市は、緑の保全条例第6条の規定に基づき、平成10年1月23日に、市長の附属機関として、緑の保全及び創造に関する基本事項又は重要事項を調査審議するための「鎌倉市緑政審議会(以下「緑政審議会」という。)」を設置しました。

#### (2) 特色及び審議案件

緑政審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、緑の保全及び創造に関する事項について、市長に自由に意見を述べるができる規定となっています。

#### (3) 主な審議項目等 ※鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等は関連資料のページに掲載

平成10年1月23日の第1回緑政審議会開催以来、鎌倉市は、市長からの諮問に対する答申をはじめとして、重要課題に対する意見などを緑政審議会から得ることで、緑政上の課題を解決し、緑の基本計画実現に向けた施策を着実に推進してきました。

#### (4) 鎌倉市緑政審議会委員

- ・緑政審議会の委員は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第6条第5項の規定に従い、市民及び学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)のうちから市長が委嘱しています。(平成24年9月の条例改正により全市民的な見直しが行われ、法律により義務付けられているもの以外、市議会議員は審議会に参加しないこととなりました。)
- ・条例では15名以内の委員をもって組織することになっています。

#### ■現在の鎌倉市緑政審議会委員 (平成28年1月23日～平成30年1月22日)

※市民、学識経験を有する者の順で50音順、敬称略

|      |   |
|------|---|
| 植木陽子 | 市民                                      |
| 野口景子 | 市民                                      |
| 山本俊文 | 市民                                      |
| 秋山哲雄 | 学識経験者(歴史)国士舘大学教授                        |
| 石川幹子 | 学識経験者(環境・ビオトープ)中央大学教授                   |
| 入江彰昭 | 学識経験者(環境計画・設計)東京農業大学准教授                 |
| 岩田晴夫 | 学識経験者(生物)鎌倉市緑化推進専門委員、元・慶應義塾大学 SFC 非常勤講師 |
| 越澤 明 | 学識経験者(都市計画)北海道大学名誉教授(会長職務代理)            |
| 輿水 肇 | 学識経験者(造園)明治大学農学部前教授(会長)                 |
| 志村直愛 | 学識経験者(建築デザイン)東北芸術工科大学教授                 |

#### ■今までに緑政審議会委員を務められた方

(市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で50音順、敬称略)

|       |  |
|-------|--|
| 市議会議員 | 赤松正博・伊東正博・太田治代・仙田みどり・西岡幸子・納所輝次・野島芳郎・古屋嘉廣・前川綾子・前野正司・松尾 崇・三輪裕美子・森川千鶴・和田猛美・渡邊 隆             |
| 市民    | 池英夫・石島やよひ・石田美智子・大木 実・大河内重富・久保順三<br>・久保野充・斎藤忠邦・斎藤マリ・佐藤二郎・柴田好敏・杉山順子・村田禮子<br>・北山武征・煙原郁子・二松工 |
| 学識経験者 | 飯村 武(元麻布大学講師 農学博士)<br>梶山正三(弁護士)<br>鈴木 亘(元文化学院講師)<br>藤原良章(青山学院大学文学部教授)                    |



■第1回緑政審議会の様子

●市の広報による鎌倉市緑政審議会委員の告知

緑政審議会委員決まる

うち3人は公募による市民委員

昨年十月一日施行の「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」に基づき、「緑政審議会」の委員が次のとおり決まりました（敬称略）。

「緑政審議会」は本市の緑の保全と創造についての基本的事項または重要事項を調査審議する目的で設置し、学識経験者・市議会議員・市民で構成するものです。

【学識経験者委員】

飯村武（麻布大学講師）、石川幹子（工学院大学教授）、堀山正三（弁護士）、越澤明（長岡造形大

学助教授）奥水肇（明治大学教授）、志村直愛（東京芸術大学講師）、鈴木直（文化学院講師）

【市民委員】

赤松正博、伊東正博、野島吉郎、和田猛英

【市民委員】

岩田晴夫（大船地域在住）、久保野充（那珂地域在住）、齋藤マリ（鎌倉地域在住）

なお、市民委員は応募者十八人の中から選考しました。

問い合わせ

みどり課：☎内線6119

■公報かまくら（平成10年2月1日号）

第1回鎌倉市緑政審議会会議次第

- 日時 平成10年1月23日（金） 午前10時～午後12時
- 場所 鎌倉市役所 2F 全員協議会室
- 会議内容
  - 1 委嘱状公布
  - 2 市長挨拶
  - 3 会長選出
  - 4 審議会の公開等の取扱いについて
  - 5 審議事項及び審議方法について
  - 6 鎌倉市の緑に関する現状と課題について
  - 7 その他

配付資料

- 資料-1 座席表
- 資料-2 委員名簿
- 資料-3 会長の選出方法
- 資料-4 鎌倉市緑政審議会の情報公開の取扱いについて
- 資料-5 鎌倉市緑政審議会会議の公開等に関する取扱要領（案）
- 資料-6 鎌倉市緑政審議会の審議案件等
- 資料-7 鎌倉市の緑に関する情報
- 資料-8 三大緑地の経過
- 資料-9 条例・要綱等
  - ① 鎌倉市の緑の保全及び創造に関する条例
  - ② 鎌倉市の緑の保全及び創造に関する条例施行規則
  - ③ 鎌倉市緑政審議会規則
  - ④ 鎌倉市保存樹木等奨励金交付要綱
  - ⑤ 鎌倉市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱
  - ⑥ 鎌倉市植林の補助金交付要綱
  - ⑦ 鎌倉市グリーンバンク設置要領
  - ⑧ 鎌倉市樹林の管理に関する要綱
  - ⑨ 鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱
  - ⑩ 鎌倉市緑地保全推進要綱
  - ⑪ 鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱

別冊資料

- 1 鎌倉市緑の基本計画
- 2 鎌倉市緑の基本計画推進プログラム
- 3 鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書